

大磯港ビジターバースのご利用について

大磯港は、建設資材運搬船や漁船が利用しています。
海上での事故等がないように、ビジターバースの利用については、下記事項を遵守していただきますようお願いいたします。

利用上の注意事項

- ①入出港可能時間は以下のとおりです。
9:00～17:00 (4月～9月) 9:00～16:00 (10月～3月)
- ②大磯港へ入港する前に、**必ず港入口で一待機**し、管理者に電話で連絡してください。
- ③港内は徐行 (3ノット以下) で航行してください。
- ④係留に伴う作業 (船舶の固定や防舷材の移動等) は自身で行ってください。 **管理者が係留作業を手伝うことはできません。**
- ⑤ビジターバースに係留後、港外へ一時的に出艇する場合は、その都度**出艇届の提出が必要**となります。
- ⑥支払いは釣銭が出ないように、**現金をご用意**ください。
- ⑦停泊中の船舶の管理は自己責任となります。管理者は一切の責任を負いません。
- ⑧ビジターバースは、利用時以外は施錠がされています。利用する際は、**出入りの度に自身で必ず施錠してください** (鍵は受付時に貸与します) 。
- ⑨ホース又は電源ケーブルの貸出を希望する際は、受付時にその旨を管理者にお伝えください。
- ⑩大磯港を出港する際は、**必ず管理者に電話で連絡**してください。

☆日曜日・祝日にご予約された方へ

当日に「キャンセル」「到着予定時間を変更 (但し、変更後の入港時間も①による)」をされる場合は0463-61-4100 (大磯町役場本舎) へご連絡いただき、日直に「本日の大磯港ビジターバース利用予定はキャンセル、又は到着予定時間を変更する旨」をお伝えください。